

福島県税務システム導入
及び運用保守業務委託
一般競争入札（総合評価方式）
落札者決定基準

令和8年6月

福島県総務部税務システム課

1 目的

福島県税務システム導入及び運用保守業務（以下「本業務」という。）について、総合評価方式一般競争入札を行うに当たり、本県にとって最適な事業者の選定に必要な落札者の決定基準を定めるものとする。

2 評価方法

本業務に係る落札者の決定に当たっては、入札金額に係る評価点（以下「価格点」という。）と技術提案書による提案内容に係る評価点（以下「技術点」という。）の合計点（以下「総合評価点」という。）により評価する。

なお、価格点及び技術点の配分は以下に示すとおりとする。

$$\text{総合評価点 (1,000 点)} = \text{価格点 (配分 : 250 点)} + \text{技術点 (配分 : 750 点)}$$

3 価格点の算出方法

価格点は、入札金額に応じ点数化するものとし、次に示す計算式に基づき算出する。

なお、入札金額は、入札書に記載した金額とし、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

$$\text{価格点} = \{ 1 - (\text{入札価格} \times 1.10 / \text{予定価格}) \} \times 250$$

※予定価格は、消費税及び地方消費税を含む金額とする。

※価格点は、小数点第1位を四捨五入するものとする。

4 技術点の算出方法

技術点は、別添「技術提案書評価項目表」に基づき、「福島県税務システム導入及び運用保守業務委託一般競争入札（総合評価方式）に係る審査委員会」が評価した点数とする。

(1) 技術点の算出方法

技術点は、「技術提案書評価項目表」の各評価項目の項目別得点の合計値とする。各評価項目には、重要度により配点を行っており、技術点は、各評価項目の評価結果となる項目別得点の合計値となる。各評価項目の項目別得点は、評価項目毎の配点に、評価基準表に基づく評価係数を乗じることで算出する。

なお、「技術提案書評価項目表」の必須欄において、「必須」の評価項目（以下「必須評価項目」という。）は記載必須、「任意」の評価項目は記載任意とし、提案内容により評価を行う。

(2) 技術評価による失格

技術提案書に係る評価により、次のいずれかの一つでも該当する場合は、調達仕様書

の要求を満たさないものとし、失格とする。

ア 「技術提案書評価項目表」の必須評価項目に1項目でも記載がない場合。

イ 「技術提案書評価項目表」項番12における提案内容について、調達仕様書に示すプロジェクト管理者及び導入チームリーダーの要件を満たしていない場合。

【評価基準】

評価 ランク	評価指標	評価基準	配点に対する 評価係数
A	非常に優れている	仕様書の記載に加え、具体的かつ実現性のある記載である。さらに県にとって有用な追加提案の記載がある。	100%
B	優れている	仕様書の記載に加え、具体的かつ実現性のある記載である。	80%
C	標準的である	仕様書どおりの記載である。	50%
D	やや劣る	記載はあるが一部の評価基準に対して仕様を満たしていない。	20%
E	劣る	記載はあるが仕様を満たしていない又は記載に不足がある。	0%
失格	記載なし	必須評価項目の記載がない。	-

5 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者について、3及び4で評価した価格点及び技術点の合計である総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。

(2) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）技術点が最も高い者を落札候補者とする。また、総合評価点が同じで技術点の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。